

福祉有償運送実施団体が備える運転者の要件

車両の区分	基本要件	付加要件	備考
福祉車両	① 2種免許保持者 (免許の効力がある者に限る)		・道路運送法施行規則第51条の16第1項
	② 1種免許保持者 (過去2年以内において停止されていないものに限る)	大臣認定講習(福祉有償運送運転者講習)修了者 か 社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第1項第1号 ・平成19年5月8日国自旅第31号自動車交通局長一部改正通知 ・道路運送法施行規則第51条の16第1項第2号 ・平成19年5月8日国自旅第31号自動車交通局長一部改正通知

車両の区分	基本要件	付加要件	備考
※セダン型車両	③ 2種免許保持者 (免許の効力がある者に限る)	介護福祉士の登録を受けていること か 大臣認定講習(セダン等運転者講習)修了者 か 社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修修了者 か 介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる研修課程修了の証明書交付を受けた者 か 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に規定する研修課程修了の証明書交付を受けた者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第1号 ・道路運送法施行規則第51条の16第3項第2号 ・平成19年5月8日国自旅第31号自動車交通局長一部改正通知 ・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国自旅第31号自動車交通局長一部改正通知 ・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国自旅第31号自動車交通局長一部改正通知 ・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国自旅第31号自動車交通局長一部改正通知 ・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国自旅第31号自動車交通局長一部改正通知

車両の区分	基本要件	付加要件	備考
※セダン型車両	④ 1種免許保持者 (過去2年以内において停止されていないものに限る)	大臣認定講習(福祉有償運送運転者講習)修了者 か 社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修修了者	・道路運送法施行規則第51条の16第3項第1号 ・道路運送法施行規則第51条の16第3項第2号 ・平成19年5月8日国自旅第31号自動車交通局長一部改正通知 ・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国自旅第31号自動車交通局長一部改正通知 ・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国自旅第31号自動車交通局長一部改正通知 ・道路運送法施行規則第51条の16第3項第3号 ・平成19年5月8日国自旅第31号自動車交通局長一部改正通知

※セダン型車両の③、④は単独で運転できるための要件。

この要件を満たしていないものが運転する場合は、運転者の他に③、④の付加要件のある者を乗務させなければならない(2人態勢での運行となる)。